住所　神戸市中央区下山手通８丁目11番12号
李梅女　昭和56年６月27日生
住所　長野県松本市大字里山辺3950番地
方正美　昭和38年４月26日生
慎瑞蓉　平成４年５月19日生
慎尚都　平成８年４月30日生
住所　長野県松本市高宮北17番９号
慎尚叡　平成元年11月27日生

○外務省告示第三百五十九号

平成二十三年十月十七日にチュニスで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がアフリカ開発銀行との間に行われた。

平成二十三年十月二十七日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千五年七月にグレンイーグルズにおいて開催された主要八箇国（Ｇ８）首脳会議その他の会合の際に日本国政府及びアフリカ開発銀行によって表明された共同イニシアティブであるアフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブに関し、このイニシアティブに言及されたアフリカにおける民間セクターの開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とアフリカ開発銀行の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　八十四億四千万円（八、四四〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資（Ⅲ）（以下「融資計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、アフリカ開発銀行に供与されることになる。

2　(1)　借款は、アフリカ開発銀行とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・五五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後二年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが融資計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、日本国政府及びアフリカ開発銀行の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借款は、融資計画に基づきアフリカ開発銀行が最終借入人に対して行う融資又はアフリカ開発銀行が他の主体に対して行う出資に充てるために使用に供される。

4　アフリカ開発銀行は、借款の資金が適正かつ専ら融資計画のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

5　アフリカ開発銀行は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　融資計画の進捗状況についての情報及び資料

(b)　融資計画に関する必要なその他の情報

6　日本国政府及びアフリカ開発銀行は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をアフリカ開発銀行に代わって確認される貴下の返簡が日本国政府とアフリカ開発銀行との間の合意を構成し、その合意が貴下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴下に向かって敬意を表します。

二千十一年十月十七日にチュニスで

チュニジア共和国駐在

日本国特命全権大使　多賀敏行

アフリカ開発銀行総裁

ドナルド・カベルカ殿

（アフリカ開発銀行側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本職は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本職は、更に、前記の了解をアフリカ開発銀行に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が日本国政府とアフリカ開発銀行との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本職は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年十月十七日にチュニスで

アフリカ開発銀行総裁

ドナルド・カベルカ

チュニジア共和国駐在

日本国特命全権大使　多賀敏行閣下

○厚生労働省告示第四百十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十七条第二項、第四十二条及び第百十三条の規定に基づき、エレベーター構造規格（平成五年労働省告示第九十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十七日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第三十条第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項第十二号を同項第十四号とし、同項第十一号中「頂部すき間」を「頂部隙間」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号を同項第十二号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九　昇降装置又は電気機器等に故障が生じ、昇降路の出入口の戸の位置に停止している搬器が当該位置から著しく移動した場合又は搬器及び昇降路の全ての出入口の戸が閉じる前に搬器が昇降した場合に、搬器の移動又は昇降を自動的に制止する装置

十　地震その他の衝撃によりエレベーターが設置された建築物等の基礎に鉛直方向又は水平方向に生じた〇・一メートル毎秒毎秒以上三・〇メートル毎秒毎秒以下の加速度を検知し、自動的に、搬器を昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該搬器の出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又は搬器内の人がこれらの戸を開くことができることとする装置

第三十条第二項中「及び第九号」を「、第九号、第十号及び第十一号」に改め、同条に次の三項を加える。

8　第一項の規定にかかわらず、工作物に設置されるラック式エレベーター（搬器側に、ガイドレールに沿って昇降路に固定されたラックギヤに噛み合って回転するピニオンギヤを設け、ピニオンギヤを回転させることにより搬器を昇降させる方式のエレベーターをいう。以下同じ。）は、安全上支障がない場合には、同項第九号に掲げる装置を備えないことができる。

9　第一項の規定にかかわらず、荷物用の常設エレベーターは、安全上支障がない場合には、同項第九号及び第十号に掲げる装置を備えないことができる。

10　第一項の規定にかかわらず、揚程が七メートル以下の乗用エレベーター及び寝台用エレベーター並びに工作物に設置されるラック式エレベーターは、同項第十号に掲げる装置を備えないことができる。

附　則

1　この告示は、平成二十四年三月一日から適用する。

2　平成二十四年三月一日において、現に製造しているエレベーター又は現に存するエレベーターの規格については、なお従前の例による。

3　前項の規定は、同項に規定するエレベーターがこの告示による改正後のエレベーター構造規格に適合するに至った後における当該エレベーターについては、適用しない。

厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第四百十八号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第六条の三第四項の規定に基づき、平成五年厚生省告示第二百三十八号（医療法第四条の二第一項の規定に基づき特定機能病院と称することを承認した件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十七日

表東京医科大学病院の項の次に次のように加える。

がん研究会有明病院	東京都江東区有明三丁目八番三十一号	平成二十三年九月二十日
		平成二十三年十月一日